

清水町簡易な修繕等参加登録要領

1 目的

この要領は、内容が軽易かつ履行の確保が容易な修繕等契約を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、清水町が発注する簡易な修繕について、町内小規模事業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化に資することを目的とする。

2 登録申請のできる者

簡易な修繕参加登録（以下「登録」という。）の申請ができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 清水町内に住所及び主たる事業所を有する者
- (2) 登録をしようとする業種について、登録しようとする年の1月1日現在において引き続き1年以上営んでいる者
- (3) 競争入札の参加に必要な資格審査の申請をしない者
- (4) 町税について、滞納のない者

3 登録の申請

登録を受けようとする者は、清水町簡易な修繕等参加登録申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 営業資格証明書等の写し
- (2) その他町長が指定する書類

4 申請書の提出期間

総務課にて随時受付け

5 登録の資格審査

次の事項のいずれかに該当すると認める者は、登録しない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4又は第167条の11第1項に該当する者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条に規定する欠格要件に該当する者
- (3) 登録を受けようとする業種について、必要な免許、登録等を有しない者
- (4) 契約の履行について、不正・不誠実な行為をするおそれがある者

6 登録の方法

登録は、申請日付けで清水町簡易な修繕等参加登録名簿に登載することにより行う。

7 対象となる修繕及び契約の方法

(1) 簡易な修繕等の対象となる契約金額は、50万円以下とし、その業種は次のとおりとする。

- ア 土木
- イ 建築
- ウ 内装
- エ 設備
- オ 造園
- カ 塗装
- キ ガラス
- ク その他

(2) 登録を受けた者との契約については、請書をもって契約書に代えるものとする。

8 登録の変更又は辞退

登録を受けた者は、登録事項に変更があったとき又は登録を辞退しようとするときは、直ちにその旨を書面で届け出るものとする。